

岐阜県公報

号外(四) 令和四年九月三十日

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十三号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。」を「第一号様式による」に改め、同項各号を削る。

様式目次中 「第二号様式」 岐阜県検税吏員証 第五条第二項 を「第一号様式及び第四号様式」に改め、同項各号を削る。

第二号様式から第四号様式 削除 「第二号様式」を削る。

第一号様式中「横25ミリメートル」を「横24ミリメートル」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 岐阜県徴税吏員証の交付を受ける徴税吏員が、検税吏員(県税に関する犯罪事件の調査を行う職務を指定された徴税吏員をいう。)であるときは、上記様式中「岐阜県徴税吏員証」の下に「岐阜県検税吏員証」と並記することにより、岐阜県検税吏員証に代えることができる。

第二号様式から第四号様式まで 削除

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日(土曜日)に当たる)

令和四年九月三十日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付された岐阜県徴税吏員証又は岐阜県検税吏員証は、当該岐阜県徴税吏員証又は岐阜県検税吏員証に係る失効の手続が完了するまでの間、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、施行日以後に岐阜県徴税吏員証又は岐阜県検税吏員証が交付された場合には、当該交付を受けた職員に対して施行日前に交付された岐阜県徴税吏員証又は岐阜県検税吏員証については、前項に規定する失効の手続が完了したものとみなす。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十一号

総 務 部

出 納 事 務 局

各 県 税 事 務 所

自 動 車 税 事 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「に受領印を押印させ」を「の署名を徴し」に改める。

「第二百十六号様式

不動産取得税納税通知書

第百条

別記様式目次中

その一 一般用

を「第

その二 共有者用

「第二百十六号様式 不動産取得税納税通知書 第百条」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、当分の間使用することができる。

令和四年九月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社